

品名	免税通関範囲(自己使用認定基準)	備考(通関条件及び課税等)	
健康機能食品		合計6本	免税通関範囲の場合、要件確認の免除。ただし、次の物品は要件確認対象-CITES規制物品(例:ムスクなど)成分が含まれた物品
医薬品		合計6本(6本超の場合、医薬品用法上3ヶ月服用量)	食品医薬品安全処長の輸入不許可または有害通知を受けた品目または外包装上の成分表示が不明な物品
生薬(漢方薬)	毛髪再生剤	100ml×2本	エフェドリン、ノルエフェドリン、プソイドエフェドリン、エルゴタミン、エルゴメトリン含有単完薬
製剤	製造環	8g入×20本	免税通関範囲を超えた場合には、要件確認対象。ただし、患者が疾病治療のために輸入する健康機能食品は、医師の所見書等に基づき妥当な範囲内で要件確認免除
	多閣丸、高麗人参鳳凰	10T×3箱	
	抗炎症薬	50T×3本	
	求心環	400T×3本	
	十全大補湯、蛇粉、鹿胎膏、秋風透骨丸、朱砂、虎骨、雑骨、熊膽、熊膽粉、雑膽、海狗腎、鹿腎、麝香、男寶、女寶、春寶、青春寶、強力春寶など成分未償保身剤		薬事法対象
薬物類	芬氣拉明片、鹽酸安非拉同片、ヒロポン、阿片、大麻草など		麻薬類管理に関する法律対象
嗜好商品	酒類	1本(1L以下)	物品価格が150ドル超の場合、課税対象
	シガレット	200本	酒類は米ドル150ドル以下であっても、酒税と教育税の課税
	葉巻	50本	
	電子タバコ	ニコチン溶液20ml	
	他のたばこ	250g	
その他	その他の自己使用品の認定は税関長が判断し、通関許可		
	税関長確認対象物品の場合、各法令の規定による		